

法律家シェイクスピア

小室金之助



新潮選書

「シェイクスピアは法律家であったか」という問題は、わが国ではあまり論じられていないが、シェイクスピアの作品に展開される法律問題や法律用語は並大抵のものではなく、とくに『ハムレット』第五幕第一場の墓掘り人たちの会話は、ある事件の判例をシェイクスピアが知悉していなければ、とうてい書けないものだといわれている。

シェイクスピアは、はたして法律家であったのか、もし、法律家でなかったとしたら、その豊富な法律知識は、いったい、いつ、どこで学んだのだろうか、筆者はこの疑問を法律家の立場から解明しようとして筆をとった。 著者

ほうりつか
法律家シェイクスピア

〈新潮選書〉



© Kinnosuke Komuro 1989, Printed in Japan

(乱丁・落丁本は、ご面倒ですが小社通信係宛お送り下さい。送料小社負担にてお取替えいたします。)

製 印
本 刷
株 式 会 社 光 邦
植 木 製 本 株 式 会 社

振 替 東 京 四 一 八 〇 八 番
電 話 業 務 部 (0303) 二 六 六 五 一 一
編 集 部 (0303) 二 六 六 五 四 一 一
郵 便 番 号 一 六 二
東 京 都 新 宿 区 矢 来 町 七 一

発 行 所 株 式 新 潮 社
発 行 者 佐 藤 亮 一

著 者 小 室 金 之 助
一 九 八 九 年 九 月 二 〇 日 印 刷
一 九 八 九 年 九 月 二 五 日 発 行

ISBN4-10-600366-X C0398

価格はカバーに表示してあります

江苏工业学院图书馆
藏书章

新潮選書

はじめに

本書の題名を見て、「文学者シェイクスピア」ならわかる。「劇作家シェイクスピア」なら、なおわかる。ことばの好き嫌いはあるても、「文化人シェイクスピア」なら、まだ我慢できる。しかし、「法律家シェイクスピア」とは一体何だ、という疑問を読者の方々がもたれたとしたら、筆者が本書を執筆した目的の半ばは達成されたことになろう。

シェイクスピアの作品やそれらに関する外国の文献はきわめて多く、日本語に訳されたものだけでなく大変な数に上っており、筆者が一生かかっても、とうてい読み切れそうもない。

また、わが国におけるシェイクスピア研究家の正確な数を調べたわけではないが、少なくとも、大学や短期大学などで英文学を講じておられる教員の中の何割かはシェイクスピアを研究しておられるだろうし、その講義を受けた学生の中には、シェイクスピアの魔力にとりつかれて、その作品を次々と読破したり、研究したりして、専門家はだしの知識をもっている方もありだろう。実は筆者自身、ある大手の建築会社の部長と会食した際、その方がかつてシェイクスピアの講義を聴き、その作品についてかなりの知識をおもちであったことに驚かされた経験があるからだ。

このような状況の下で、筆者が法律家でありながら、あえてシェイクスピアとかかわりをもとうとすることは、かなり勇気がいることだし、ましてやこの年齢になってからだから、まさに泥縄の感なきにしもあらずで、ある意味ではきわめて無謀だともいえるかも知れない。さらに筆者としては、つぎのエピソードが気にかかるところである。ヴュルツブルク大学の教授であった法

学者コーラーが、バイロイトで、やはり有名な法学者であるルドルフ・フォン・イエーリングに出会ったとき、コーラーはイエーリングに、シェイクスピアと法律との関係について書こうとしていると話したところ、イエーリングは、少し考えたのち、「君は気が狂つていやしないか」といったものである（牧野英一『刑法と社会思潮』二八六頁）。

ただ、筆者としては、かねてから法と文学との接点をもとめて、これを二つの角度から分析することを思い立つたのである。その一つは、文学作品の中にどのような法律問題が展開されているかである。数多あまたの小説や戯曲を読むと、その中には、意外と多くの法律問題が包蔵されていることに気がつくのである。その二は文学者と法律という問題で、著名な文学者は、若い頃に法律の勉強をしたり、また、なかには法律の専門の職業に就いているものも数多くいるのである。この点についてはすでに別の所で書いているので、ここではあえて触れないことにしよう。

さて、このように法と文学との接点をもとめてゆくと、自然にシェイクスピアとめぐり合うことになる。まず第一に、シェイクスピアの作品には、のちに詳しく紹介するように数多くの法律問題が包蔵されており、とくにそれは「ヴェニスの商人」や「ハムレット」においてきわめて顕著である。その中でも法律家にとって興味深いのは、法学者がふつう用いる法律用語が彼の作品の中にひんぴんと登場してくることである。わが国の小説の中には、たとえば大岡昇平の『事件』にしても、高橋和巳の『悲の器』にしても、一つの「事件」を取り扱っている関係上法律用語が登場してくるし、また、あとがきによると、専門の法律家による監修を受けていることが明らかであるが、それでも法律の専門家の立場から見ると、首をかしげたくなるような場面も多くあるし、第一そこに登場する法律用語は日常使用されているものの域を脱してはいない。しかし、シェイクスピアの作品の場合には、土地法とか、信託法とかという、かなり高度に専門的な用語が登場してくるし、また、「ハムレット」の墓掘り場面などには、有名な事件の判例の中に出て

くる理論や法律用語を思わせるようなせりふが出てくるのである。そこで当然生じてくるのは、「シェイクスピアは法律家だったのではないか」、あるいは、「法律家ではなかったにしてもかなりの程度の法律的訓練を受けたのではないか」という疑問である。ちなみに、かのゲーテは弁護士であり、フランクフルト・アム・マインの裁判所には、いまだに彼の書いた準備書面が残されているそうだし、また、ペリー・メイソン・シリーズで有名なガードナーやイギリスの近代小説の父といわれるフィードリングなども弁護士や裁判官であつたし、わが国でも、故佐賀藩氏や和久峻三氏などは、現職の弁護士であるからである。そこで、この問題を解明するためには、どうしてもシェイクスピアの人間像を探らなければならないし、そのためには、シェイクスピアの生涯や教育などについても調べなくてはならなくなるのである。

本書の目的は、シェイクスピアの生涯を種々の角度から分析すると共に、その作品にあらわれた法律問題や法律用語を検討し、さらにはこれらをめぐる諸外国の学者の論争などを紹介しながら、はたして彼が法律家であつたのか、或いはたとえ法律家ではなかったにしても、その豊富な法律的知識は一体どこでどうやって知り得たのかを探索してゆくことにあつたが、それは浅学非才の筆者の能力をはるかに超えたことであり、本書においてどの程度の成果を上げ得たものかを自ら危惧するものである。

なお、本書に収められたものの多くは、「時の法令」（大蔵省印刷局刊行）に昭和五十七年一月号より、同六十年三月号までの合計三十六回にわたつて連載された「法と文学」に発表されたものであるが、その中の「仮名手本忠臣蔵と法律」の部分はすでに東京書籍より『忠臣蔵の事件簿』（東書選書）として発行されている。この度「シェイクスピアと法律」の部分を基盤として本書を出版することになったものであるが、本書が新潮社から発行される運びとなつたのは、畏友栗田勇氏の強いご推薦によるもので心から感謝している。さらには、さまざまな角度から協力してく

れた若き友人たち、とりわけ加賀讓治、黒木松男、関根誠一郎君に対しても、ここに誌して謝意を表する次第である。

平成元年八月

八王子暁町にて

小室 金之助

法律家シェイクスピア・目次

I	シェイクスピアの生い立ち	13
II	消息不明の時代	18
III	シェイクスピアの法律的訓練	23
IV	イギリスにおける法律実務家	35
V	シェイクスピアと財テク	39
VI	シェイクスピア作品と法律問題	44
1	ヴェニスの商人	44
2	ハムレット	89
3	リア王	125
4	マクベス	133
5	オセロー	140
6	ジョン王	148

7 冬物語 154

8 ロミオとジュリエット 161

9 リチャード二世 172

10 リチャード三世 177

11 ヘンリー四世 183

12 ヘンリー五世 189

13 ヘンリー六世 193

14 ヘンリー八世 195

15 尺には尺を 201

16 真夏の夜の夢 209

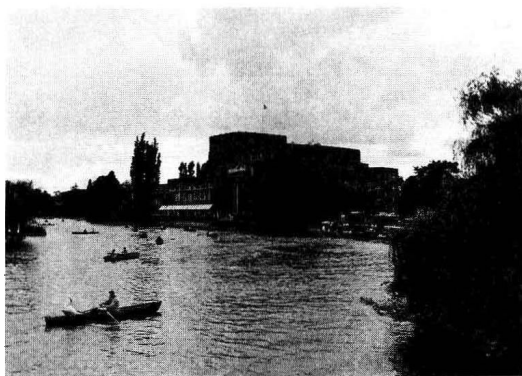
17 ウィンザーの陽気な女房たち 219

VII シェイクスピア総集篇 226

法律家シェイクスピア

I シェイクスピアの生い立ち

シェイクスピアの生誕地については、ある人はこれをストラットフォード・オン・エイヴオンといい（たとえば、富原芳彰『シェイクスピア入門』五〇頁など）、また、ある人はストラットフォード・アポン・エイヴオンという（たとえば、小田島雄志『シェイクスピアの人間像』五六頁など）。イギリスの地図をみると、ストラットフォードは、ロンドンのすぐ西北の郊外にある。調べてみると、このストラットフォード (Stratford) というのは、ストリート (Street=Street) すなわち「通り」と同じ語源のラテン語から出ているもので、「舗装された」(covered, paved) という意味であり、もともとは、普通名詞だったのである。なお、ウェールズ語では川を意味する *afon* ^{アフォン} を渡る通路すなわち「渡り場」(ford) になっている (S・シェーンボーム『シェイクスピアの生涯』小津次郎ほか訳二頁)。そこで、シェイクスピアの生誕地のストラットフォードの場合は、「エーボン河沿いの」ということばをつけて他と区別するようになったわけで、もともと、単語では「オン」も「アポン」も、「……沿いの」とか「……河畔の」という意味なのだから、大した違いはないわけである。ただ、本書では現地で慣用されているというストラットフォード・アポン・エイボンを使用することとしたい。イングランドの中部の町、このストラットフォード・アポン・エイボン

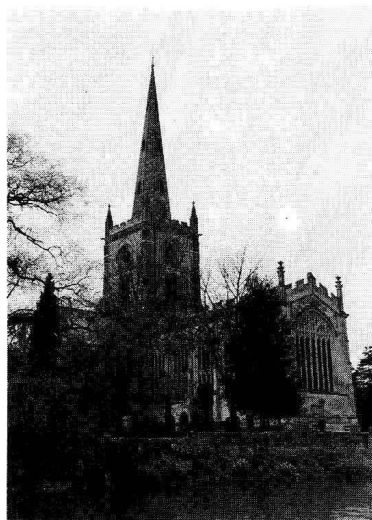


シェイクスピアの生誕地ストラットフォード・アポン・エイボン（提供、共同通信社）

は、ロンドンの西北西一二〇キロ、人口約二万ほどの小さな町で、シェイクスピアの妻アン・ハサウエイの実家は、この町の外れにある。

さて、エイボン川に美しい尖塔を映すホーリー・トリニティ（三位一体）教会の記録に一五六四年四月二十六日の日付でジョン・シェイクスピアとメアリー・アーデンの三番目の子であるウィリアムが洗礼を受けたということが書かれてある。したがって、誕生については正確な日付がわからないが、当時の教会の規則やしきたりから判断すると、四月二十二日ということが彼の誕生日として一般に推測される場所である。ちなみに、この両親には、全部で八人の子供があったが、そのうち生き残ったのは五人で、ウィリアムは長男として育てられた。

母のメアリー・アーデンは近郊の豪農アーデン家の娘で、その実家はウィルムコートにあり、先程のアン・ハサウエイの実家と共に年々観光客が訪れている。父のジョン・シェイクスピアは近くの村の富裕な農家に育ったが、家業を弟に譲って、遅くとも一五五二年にはストラットフォードに来ていたという。商才にたけ、皮で小物入れや手袋などをつくるいわゆる袋物商として成功し、後には皮革をなめす仕事や材木や羊毛の取引にも手を出し、一時は繁昌した商人であったという。もともと、その取り扱う品目が手袋であったり、毛織物であったり、また、穀物であったり、さらには、これら全部を同時に扱っていたともいわれており、伝記作者によってそれぞれ説が異なる場所である。また彼は町の重要な役職にも就く



ホーリー・トリニティ（三位一体）教会
（提供、共同通信社）

ようになり、一五六八年には町長に任命されている。つぎにウィリアム・シェイクスピアがうけたと思われる教育についてであるが、彼が受けた教育について明らかな点は、彼が町の文法学校に通ったということである。当時はほとんどがラテン語の授業で、初歩から始まり、最上級になるとギリシャ語も始まり、新約聖書を原典で読んだといわれている。授業は一日八時間近くもあり、かなりきついカリキュラムであつたようだ。ウィリアムはグラマースクールを終えると、大学には進学しなかつた。その原因としては、経済的な理由をあげるものが多い。一五七六年頃から父親のジョンの家業は傾き、彼は町の会議にもほとんど出なくなり、借金をしたり、ついには公職を失うはめになつたりしているからである。

シェイクスピアがこのように経済的な理由から大学へ進学することなく、ラテン語文法を中心とする中等学校だといわれているグラマースクールを卒業しただけであるにもかかわらず、シェイクスピアは「その作品の中で、古典文学、宗教、医学、音楽、心理学、哲学、その他自然科学に関して非常に広い智識を有し、それを縦横に駆使しているとともに、彼自身法律学についてもすくなからぬ造詣——すくなくとも法律術語や簡単な法律史上の智識をもつていた」といわれている（勝本正晃『文芸と法律』三五一頁以下）。とりわけ、「ヴェニスの商人」をはじめとする多くの彼の作品の中に、すくなからぬ法律学的な造詣がみられるのは一体何故なのかについては、古くから疑問があり、とくに外国の法律家の